

平成30年 第12回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年12月7日(金)
午前10時00分から午前11時10分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員 (15人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 3番 小山正男 4番 長鉾忠明 6番 松本正幸
7番 池田 実 9番 綱島孝晴 10番 山懸将伸 12番 小田明美
13番 新田 孝 14番 曲 美樹 15番 武村一夫 16番 中島寛司
17番 樋口昌子
4. 欠席委員 (4人)
農業委員 2番 妹尾宗夫 5番 中山克己 8番 神谷泰行 11番 古林久和
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第61号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変
の審議について
日程第6 議案第62号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について
日程第7 報告第23号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止め
について
日程第8 報告第24号 農地転用の制限の例外に係る届出について
日程第9 報告第25号 農地改良に係る届出について
日程第10 報告第26号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用
届について
日程第11 報告第27号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局次長 金崎正一 主幹 下平直勲 主事補 梶原千裕 藤田美紀
7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局次長 皆さんおはようございます。
ただいまから平成30年12月総会を開会いたします。
それでは、開会に先立ちまして会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。大変ご苦労さまです。
師走になりまして、月日のたつのは本当に早いものであります。ことしもあ
とわずかとなりました。ことしは、冬は厳しい寒さが来まして、それから長
雨、豪雨、台風、地震、まさに日本が災害列島と言われるぐらいな年という
ことになりました。今後どのような天候になるのか、非常に来年も心配なと
ころがございます。天気の方も、きょうから冬型と、かなり厳しいのが来
るのではないかとというふうに言われております。長期予報では暖冬というこ
とであります。どのような冬になるのか心配なところがございます。
委員会のほうも、きょう案件のほうもたくさん出ておりますし、また大型案
件もでございます。しっかりと慎重審議をしていただきますようによろしくお
願いいたします。

事務局次長 ありがとうございます。
本日の欠席委員は4名です。2番委員、5番委員、8番委員、11番委員よ
りその旨通知がありました。
よりまして、ただいまの出席委員は、19名中15名で、定足数に達してお
りますので、12月総会が成立していることをご報告いたします。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務
めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたしま
す。

議 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において
指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 それでは、議事録署名委員は、17番委員、18番委員を指名いたします。
日程2、議案第58号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議につい
てを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

主事補 議案第58号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。
1ページをお開きください。
本日審議していただく案件は3件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
番号1でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆881㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議 長 はい、6番委員。

6番委員 はい、6番です。
去る11月27日に、行政書士、譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。
権利移転をする事由の詳細についてですが、譲渡人は譲受人のおばに当たります。譲渡人が高齢になったため、所有している譲受人自宅の周辺の土地を贈与により取得するものです。
譲受人の耕作状況等についてですが、譲受人は定年退職後、農地を賃借により拡大し、主に水稻を栽培しています。農機具もトラクター、コンバインなど一式そろえています。その他指摘事項はありません。
以上、問題ないと思われまますので、よろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございます。

主事補 続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号2でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田1筆1,917㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、地区担当委員さん、また推進委員さんが欠席されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

主事補 担当農業委員さんより調査票を預かっておりますので報告いたします。
11月25日、譲受人と現地確認を行い、詳細について話をしてきました。
譲渡人と譲受人の関係は、同じ地区の知人です。譲受人は、15年前から譲渡人の依頼により、利用権を設定し耕作を行ってききましたが、譲渡人が高齢になったため売買の要望があり、話がまとまったため、利用権設定を解除し、権利移転を行うものです。
譲受人は、会社勤めを行いながらも、父親と子供と水稻を中心に農業を行っ

ており、トラクター、コンバインなど農機具をほぼ所有し、所有する農地は全て耕作、管理を行っており、問題ないと思われます。したがって、今回の権利移転については、問題がないと思われますので、ご審議方よろしくお願ひします。

なお、指摘事項はありません。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号3でございますが、市外の宗教法人である譲渡人が、八束の譲受人に、申請農地、畑1筆24,968㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行つた結果について、17番委員さんから説明をお願いいたします。

17番委員 はい、17番です。

議 長 はい、17番委員。

17番委員 担当者の方が行つてくださいましたので、ご報告したいと思います。

受け人は、渡し人と30年間使用貸借していましたが、牧草として耕作されていました。渡し人は、今後申請地を耕作できる状況ではないため、話し合ひのもと権利を移転することとなりました。

受け人は、酪農でジャージー80頭、牧草20ヘクタールを経営しています。このたびの申請地は、育成に必要な牧草を続けて耕作する予定でございます。受け人は、後継者で長男夫婦が従事しており、農地取得後も耕作できると認めますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よつて、議案第58号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議につい

ては、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第59号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 議案第59号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は2件でございます。

2ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（北房）は、市内にある墓地に隣接する土地が7月の豪雨により土砂崩れに遭い、墓参りなど管理していく上で危険を伴う状況となり、実家に近い場所に移設するため、申請地、畑1筆20㎡を、墓地用地にするため転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■万円、移設費用■■■万円。資金の内訳として、■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 はい、議長。

議 長 はい、6番委員。

6番委員 6番です。

議案番号1につきまして、調査報告書を読まさせていただきます。

平成30年12月5日に申請人と同居の長男さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細についてですが、自宅から100mほど離れた墓地が7月の豪雨で崩れ、墓石は残ったものの、近づけない状態となっております。斜面にあるため、修復するより平地に墓地を移すほうがよいと考え、所有している畑の一部を転用するものです。申請地の位置ですが、自宅から北側に50mほど離れた畑の一部です。周囲の状況ですが、畑の中央ではないですけれども、中につくるので、東西南北全て畑となっております。周辺農地の影響ですが、申請人所有の畑に囲まれており、問題はありません。

以上のとおり、本案件については転用はやむを得ないものであり、周辺農地への影響についても問題ないと思われますので、よろしくをお願いいたしま

す。上記のほか、特に指摘すべき事項はございません。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

番号2でございます。

申請人（落合）は、長年にわたり耕作できておらず、借り手もないこと、また高齢になれば耕作がより困難となることから、土地の有効活用を図る目的で、申請地、田1筆1, 014㎡に、太陽光発電設備を設置するため、転用するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、中国電力との契約書、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明の写し、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議 長

はい、10番委員。

10番委員 10番です。

番号2につきまして、去る12月1日に申請人立ち会いのもと現地確認を行っております。

転用しようとする事由の詳細につきましては、申請人は現在所有している田面について、今回の申請地以外につきましては中間管理機構などによりまして利用権設定をしており、自作での農業を行っていない状況ということでございます。また、今回の申請地におきましても、当初は中間管理機構を通じて貸し出しをしてございましたけれども、引受手のほうが維持管理できないということで契約解消となり、申請人が現在草刈りをして保全管理している状況ということになっておりました。ただ、申請人も草刈りなどによる保全管理での維持管理が体力的に厳しいということとあわせまして、土地の今後の有効利用ということで今回太陽光発電設備設置での転用申請を行うものでございます。申請地の位置でございますけれども、■■■■より南に約800m行ったところで、■■■■沿いに面した位置となっております。周囲の状況につきましては、東側が本人の自宅、西側が市道、南側が田、北側が市道ということでございます。周辺農地への影響では、南側が田に面しておりますけれども、設備設置による農地への日照、通風等に支障を来すことはないと思われ、また水利組合、周辺宅地居住者の承認も受けているということでございました。その他指摘事項につきましては特にな

いという状況でございます。

以上のおお、本件につきましては問題ないと思われますので、審議方よろしくお願いをいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いをいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のおお決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第59号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のおお可決されまました。

続きまして、日程4、議案第60号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いをいたします。

主 幹

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第60号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は12件となっております。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、使用借り人（北房）は、現在実家に居住されていますが、建物の老朽化もあり不便を感じており、将来を考え自分の家を持ちたいと思ひ、申請地、田1筆435㎡を、使用貸し人（市外）から借り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は22%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書、使用貸借契約書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく

お願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 はい、議長。

議長 はい、6番委員。

6番委員 6番です。

議案番号1について、11月27日に現地確認を行いました。譲渡人立ち会いで現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は親子です。このたび、譲受人の住宅を建設するため、用地を選んでいましたが、日当たりや地盤を考えるとこの田が一番適しているのです。転用し住宅を建設するものです。申請地の位置ですが、自宅南に隣接しています。周囲の状況ですが、東が田、西が赤線道、南が畑、北が住宅となっております。周辺農地への影響ですが、東は譲渡人の所有で、南の畑からは北側になるので、日照等影響はありません。その他指摘事項もございません。

以上のおり、本案件については転用はやむを得ないものであり、周辺農地への影響についても問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2、番号3については関連する内容でございますので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

主幹 番号2、番号3でございます。

3ページと4ページをごらんください。

番号2、番号3は関連がありますので、一括して説明させていただきます。賃借人（市外、法人）は、現在コンビニエンスストアを転用予定地の南側で経営していますが、利用客が増加し現在の駐車場、敷地では手狭となったため、番号2については、申請地、田1筆588㎡、及び番号3の田1筆644㎡の合計1,232㎡を、賃貸し人（ ）の2名の方から借り受け、現在の店舗を移設し、駐車場を広くする目的で転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成 万円、建物施設 万円。費用の内訳として、 万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、横断図、立面図、被害防除計画書、事業用利益借地権設定のための覚書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

れています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、地区担当推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議長 はい、推進委員さん、どうぞ。

担当推進委員 担当推進委員でございます。

それでは、5条の番号4につきましてご説明申し上げます。

確認を行ったのは、11月27日、これは申請者、■■■■、それと設計者あわせて立ち会いをしていただいております。

転用しようとする事由の詳細につきましては、譲受人は現在の建物、■■■■が老朽化に伴い、移転先を検討していたところ、譲渡人と売買の話がまとまったことから、この申請を行うものでございます。なお、用地につきましては、職員の専用駐車場が主で、一部簡単な管理倉庫を建設されるということでございます。申請地の位置等につきましては、申請地は■■■■より北、■■■■西約20mほど離れた市道に面した位置にあります。周囲の状況につきましては、東が田、西が道、南も道、北も道。それから、周辺農地への影響につきましては、申請地に隣接した農地がありますが、本申請は一般的な露天駐車場が主であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われます。

以上でございます。よろしく審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 5ページをお開きください。

番号5でございます。

申請人、譲受人（■■■■法人）は、現在の■■■■施設が老朽化したため、申請地、田30筆22,452㎡と、畑1筆880㎡を、譲渡人（■■■■の20名及び市外3名）から譲り受け、移転申請するため転用申請するものです。農地区分は、5ページの申請地付近見取り図の右側の図で確認していただきたいのですが、点々で塗り潰している部分は都市計画区域の未線引の用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。斜線で塗り潰している部分は、1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、申請に係る農地を市街地に設置することが困難または不適當な施設、■■■■、その他の■■■■事業の用に供する施設で、その目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるものに該当すると思われます。その他関係する土地ですが、後にご審議いただく議案第61号の事業計画変更により取得予定

の、図面左下の■■■■番地の左側、■■■■番地、田1筆535㎡、農地以外の土地では、地図が非常に見にくいですが、図の中央下の■■■■番地、雑種地618㎡と、■■■■番地、宅地335.34㎡、その右側にある■■■■番地と■■■■番地の公衆用道路、2筆を合わせて91㎡、■■■■番地、■■■■番地、■■■■番地の用悪水路、3筆合わせて122㎡を含めて、全体では25,033.54㎡の敷地を利用した■■■■の新設工事計画となっております。また、敷地内の公共施設である赤線、青線については、敷地の外周に移設し、代替えの道と水路を整備する計画であり、都市計画法第32条の規定による協議がなされており、協議内容については了承されておりますし、隣接土地所有者、地元の土地改良区の同意も得られています。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、■■■■円、■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、地区担当推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議長 はい、地区担当推進委員さん、どうぞ。

担当推進委員 地区担当推進委員でございます。

5条の番号5につきまして説明申し上げます。

現地確認は、先ほど申し上げましたように11月27日、■■■■関係者、申請者、設計者立ち会いのもとで確認をしております。

転用しようとする事由の詳細につきましては、譲受人は、現在■■■■が老朽化に伴い、移転先を検討していたところ、譲渡人23名と売買の話がまとまったことから本申請を行うものでございます。申請地の位置につきましては、申請地は■■■■より北、■■■■西約15mほど離れた市道に面した位置にあります。周囲の状況ですが、東が田、西が田、南が道、北が田。周辺農地への影響につきましては、申請地に隣接した農地がありますが、建物は一部3階で、主に2階建てを建てられるということで、用地の中央部に建設されるということでございますので、日照、通風等に支障を来すことはないと思われま。また、地域の住民の方、水利組合等には、■■■■に転用するための同意を得ておられるそうでございます。その他指摘事項はございません。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 6ページをお開きください。
番号6でございます。
申請人、譲受人（久世）は、現在一家4人で借家で暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地、田2筆のそれぞれ一部、合計481㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、住宅を建築するため転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われ
ます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は23%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく地区担当推進委員さんからお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議長 はい、地区担当推進委員さん、どうぞ。

担当推進委員 担当推進委員でございます。
それでは、5条の番号6につきましてご説明申し上げます。
現地確認は12月4日に行っております。
転用しようとする事由の詳細につきましては、譲受人は現在アパートに住んでいますが、子供が大きくなり、現在の住居が手狭になったことから、新たに自己住宅を建設するため近隣の土地を検討していたところ、譲渡人と話がまとまったことから、この申請を行うものでございます。申請地は、■■■■より北東約20mほど離れた市道に面した位置にあります。周囲の状況につきましては、東が田、西が市道、南が田、北が宅地。周辺農地への影響につきましては、申請地に隣接した農地がありますが、本申請は一般的な個人の住宅であり、日照、通風等に支障を来すことがないと思われ
ます。また、地域の水利組合には、住宅に転用するための同意を得ております。
以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号7について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号7でございます。

申請人、譲受人（落合）は、現在一家3人で借家で暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地、田2筆のそれぞれ一部、合計321㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、住宅を建築するため転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われまます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は32%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく地区担当推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議長 はい、地区担当推進委員さん。

担当推進委員 推進委員でございます。

続きまして、5条の番号7につきまして説明申し上げます。

これも現地確認は12月4日に行っております。

先ほど説明した方と、譲受人は同級生で、友達同士じゃということをお聞きしております。

転用しようとする事由の詳細につきましては、譲受人は現在アパートに住んでいますが、子供が大きくなり、現在の住居が手狭になったことから、新たに自己住宅を建設するため近隣の土地を検討していたところ、譲渡人と話がまとまったことから、申請を行うものでございます。申請地の位置につきましては、申請地は■■■■より北東約20m離れた市道に面した位置にあります。周囲の状況につきましては、東が田、西が市道、南が田、北が宅地。周辺農地への影響につきましては、申請地に隣接した農地がありますが、本申請は一般的な個人の住宅であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われまます。また、地域の水利組合には、住宅に転用するための同意を得ております。その他指摘事項はございません。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 7ページをお開きください。

番号8でございます。

申請人、賃借人（■■■■、認可地縁団体）は、手狭で老朽化した地区の公会

堂を新築する際に、現在の敷地が狭いため、申請地、畑1筆136㎡を、賃貸し人（ ）から借り受け、敷地を拡張し公会堂を建築するため転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、建物施設 万円。費用の内訳として、 万円、 万円、 万円、 万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書、賃貸借契約書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 はい、議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 16番です。

議案番号8番について、11月30日に推進委員さん担当で、私も同席させていただき現地確認を行いました。

転用しようとする事由の詳細についてですが、賃貸し人は当地区の自治会長です。自治会が管理をする現在の公会堂が、経過年数が50年以上となり、老朽化に加えて約20人の住民が使用しているには手狭であり、また玄関及び水回りも狭く、使用勝手が悪いことから、建てかえの検討をしておりました。自治会長が話を進めたところ、建てかえをすることについて当地区住民の賛成を得ることができました。現在の公会堂は敷地いっぱい建っていることから、敷地を広げる必要がありました。このことについては、南側の畑を所有している地区住民である賃貸し人との話もできて、転用の申請をするものです。申請地の位置ですが、申請地は から東へ約170mの集落の中にあります。周囲の状況、周辺農地への影響ですが、東側は道を隔てると宅地です。南側は市道です。西側は宅地で民家が建っています。北側は当地区の現在の公会堂です。本申請は、当地区の公共施設である公会堂であり、周囲には農地はないので、日照、通風に支障を来すことはないと思えます。指摘等は特にありません。どうかご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号9、番号10については関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

主幹 番号9、番号10でございます。

番号9、番号10は関連がありますので、一括して説明させていただきます。

7ページと8ページをごらんください。

譲受人（ 、法人）は、事業拡大に伴い、番号9については、申請地、田

7筆3, 531㎡、及び番号10の、田2筆656㎡を、譲渡人（市外と■■■■の2名の方）から譲り受け、既設工場の増設及び駐車場、資材置場用地として利用する目的で転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。また、敷地内の公共施設である赤線については、地域からの要望を受け、増設予定敷地内に移設する計画です。青線については、用途廃止後に払い下げする計画であり、これらについては市役所関係部署へ事前相談されているようですが、農業委員会からの許可を受けた後に正式に申請されるということです。赤線の移設及び青線の払い下げについては、地元自治会、地元土地改良区、隣接土地所有者の同意も得られています。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。番号9、番号10については、この費用で対応するということです。添付書類は、土地利用計画図、平面図、横断面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 議長。

議 長 はい、1番委員。

1番委員 1番でございます。

番号9、10についてご報告を申し上げます。

番号9につきましては、30年11月26日に現地確認を行いました。譲渡人には、県外に住んでいるために、電話にて確認しております。将来も帰ってこられる予定が全くないために、譲渡人は売却先等を探していました。一方、譲り受け会社は、事業拡大によりまして資材置場が狭くなり、また駐車場も手狭になったために、土地を探していたところ、譲り受け会社のほうへ地元の人から話が持ち上がりまして、まとまったものでございます。申請地の位置でございますが、■■■■の西側です。周囲の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が市道、一部田、北が田でございます。周辺農地への影響でございますが、露天駐車場及び資材置場のために、日照、通風には影響はないものと思われまふ。また、土地改良区の同意もいただいているということでございますので、審議のほどよろしくお願ひします。

それから、番号10でございますが、これも11月26日に譲渡人に会いました。会って話を聞かせていただいております。譲受人も現地確認と一緒に聞いております。番号9の隣接した土地でございますが、譲受人のほうに依頼して、譲渡人も労働力不足となっております、話がすぐまとまったものでございます。場所は同じく■■■■の西側でございます。周囲の状況です

が、東が宅地、西が田、南が田、北が旭川の堤防でございます。周辺農地への影響ですが、先ほど9番と同じように露天駐車場及び資材置場のために、日照、通風には影響はないものと思われまして、また改良区の同意もいただいております。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

番号11は取り下げとなっておりますので、続きまして番号12について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹

9ページをごらんください。

番号12でございます。

申請人、譲受人（ 、法人）は、現在 地区で自動車整備工場を営んでいますが、経営規模の拡大により手狭となったため、申請地、田2筆2, 399㎡を、譲渡人（ ）から譲り受け、自動車整備工場兼事務所を建設するため転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われまして。転用に伴う費用は、土地購入 万円、土地造成 万円、建物施設 万円。費用の内訳として、 万円、 万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願いいたします。

4番委員

議長。

議長

はい、4番委員。

4番委員

4番です。

番号12につきましては、去る12月2日に譲受人立ち会いのもと、担当推進委員が現地を確認しておりますので、ご報告させていただきます。

転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は自動車整備業を営んでおります。現在の工場が手狭となり、老朽化も進んだことから、より事業を行いやすい場所への移転を検討しておりましたところ、譲渡人と話がまとまったことから申請をするものでございます。申請地の位置ですが、 より東側10m付近に位置し、東と南が田、西と北が国道になります。周辺農地への影響ですが、建設予定の工場の高さが6m程度と低いこと、また隣接する農地の西と北側に位置するようですので、日照、通風については問題ないと思われまして。また、周辺の農地の土地の所有者等の許可も得ておりますし、水利につきましても地元水利組合と協議し許可を

得ております。その他指摘事項等もありませんので、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

ございませんか。

4番委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

4番委員 くだらないことかもしれないんですけども、2と3の申請地付近見取り図なんですけども、2の見取り図の [] とありますが、3のほうは [] になってるんですけど、これはただの印刷ミスでしょうか。

議長 事務局、わかりましたか。

事務局次長 失礼します。3ページの右側の図です。 [] の隣が [] となってるってことですよね。

4番委員 そうです。

事務局次長 こちらは、 [] が4ページの図のように分筆されまして、 [] というふうな筆が新しくできております。その残地についてが、後に [] になります。番号2の見取り図については、分筆前の図になっております。すいません、私の修正ミスです。申しわけありません。

議長 ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第60号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第61号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主幹 議案第61号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

10ページをごらんください。

番号1でございます。

申請人（市外、法人）は、昭和57年2月27日付県指令真地振第838号で農地法第5条第1項の規定による許可を受けた案件でございます。変更理由でございますが、申請人は当時申し出地を取得し、倉庫を建築する予定でしたが、敷地の面積が足らなかったため、建築を見合わせたまま今日に至りました。このたび、市内の医療法人と病院新設に伴う用地買収の話がまとまったため、事業計画の変更を申請するものです。

10ページ右側の備考欄にも記載しておりますが、当初転用計画時の面積が、現時点の面積に対し6㎡減っているのは、用地取得後に実施された国土調査の成果による錯誤によるものです。また、変更後の事業内容及び資金の内訳については、本日の資料5ページの番号5の案件に関連するものですので、その内容を記載しております。土地購入に係る費用につきましても、全体の資金の中で対応されるということを確認しております。本案件は、農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないものと思われまいます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、地区担当推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議長 はい、地区担当推進委員さん、どうぞ。

担当推進委員 担当推進委員でございます。

この件につきましては、11月27日に現地確認を行っております。

転用しようとする事由の詳細につきましては、譲受人は現在の病院が老朽化に伴い、移転先を検討していたところ、移転先の一部に譲渡人の土地があることが判明し、このたび売買の話がまとまったことから申請を行うものです。また、譲渡人が、先ほど説明がありましたように、昭和57年2月27日県指令真地振第838号において倉庫建設をすることで許可を得ておりましたが、建設に当たり面積が不足していたため、事業を見合わせ、現在まで地目変更のないままに至っていましたが、このたび計画変更することとなりました。申請地の位置につきましては、申請地は[REDACTED]に隣接した市道に面した位置にあります。周囲の状況につきましては、東が宅

地、西が宅地、南が道、北が田。周辺農地への影響につきましては、申請地に隣接した農地が一部ありますが、隣接した農地の方、地域の方々には病院へ転用することで同意を得ております。その他指摘事項はございません。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第61号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第62号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

主事補

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主事補

議案第62号について、11ページをお開きください。

議案第62号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、平成30年12月7日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして、全102筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。
ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第62号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第62号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程7、報告第23号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、日程8、報告第24号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程9、報告第25号、農地改良に係る届出について、日程10、報告第26号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届について、日程11、報告第27号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事補 23ページをお開きください。

報告第23号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについては、次の1件がございます。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございますが、申請人は勝山です。平成3年8月28日付で許可を受けましたが、譲受人が介護施設へ入居したため、今後建設することがないため取りやめ書が提出されました。

1ページお進みください。

報告第24号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございます。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございますが、届け出人及び農地の所在は落合です。田1筆1, 680㎡のうち、70㎡を農業用車庫兼倉庫までの進入路にするものです。

1ページお進みください。

報告第25号、農地改良に係る届出については、次の1件がございました。
添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございますが、届け出人及び農地の所在は北房で、田1筆195㎡
をかさ上げし、畑として利用するものです。

1ページお進みください。

報告第26号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用
届については、次の3件がございました。添付書類もそろっておりますので、
受理いたしました。

番号1でございますが、転用事業者は、広島に本店を置く認定電気通信事業
者で、所有者及び農地所在地は勝山です。畑159㎡のうち10㎡に、携帯
電話基地局を設置するものです。

番号2でございますが、転用事業者は、広島に本店を置く認定電気通信事業
者で、所有者及び農地所在地は勝山です。畑462㎡のうち6㎡に、携帯電
話基地局を設置するものです。

番号3でございますが、同じく転用事業者は、広島に本店を置く認定電気通
信事業者で、所有者及び農地所在地は勝山です。畑505㎡のうち6㎡に、
携帯電話基地局を設置するものです。

1ページお進みください。

報告第27号、農地法18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約につ
いて、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから、受理い
たしました。

番号1でございますが、借り人、貸し人ともに川上です。農地の所在以
降はお目通しをお願いいたします。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議 長

日程7、報告第23号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取
り止めについて、日程8、報告第24号、農地転用の制限の例外に係る届出
について、日程9、報告第25号、農地改良に係る届出について、日程1
0、報告第26号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地
転用届について、日程11、報告第27号、農地法第18条第6項の規定に
よる農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等ご
ございましたらお願いいたします。

<「なし」の声>

議 長

ないようです。

これらにつきましては、案件は報告案件でございますので、ご了解いただ
きたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

ありませんか。

よろしいか。

12番委員 報告を、女性農業委員の。

議長 はい、どうぞ。

12番委員 よろしいですか。ごめんなさい、うっかりしておりました。

このたび、11月15日から16日にかけて、徳島市で中国四国ブロック女性農業委員会研修会というのがありまして、17番委員と私が参加させていただきました。それについてご報告させていただきたいと思います。

女ばかりなんですけれども、中国四国各県から参加者が168名おられまして、非常に活気に満ちた、触発されることの多い有意義な研修会でした。内容所見については、会長のほうにも先日文書でご報告申し上げておりますが、例えば全国版の方たちがお見えでした。全国農業会議所からは、農業委員会法の改正が5年目を控えて、農地利用集積の実績づくりが非常に大事だということを強調されました。

それから、農業者年金についても、年金会議の全国の理事長が見えていたんですけれども、この説明がまた秀逸でありまして、こんな言われ方をしたらみんな加入するやろなというような感じの説明をいただきました。ですから、せっかく行かせてもらったんですから、市内でもどなたが加入対象者かの情報があれば、お勧めに私もあんなふうに行かなあかんかと心したことでありました。

それから、徳島市で実施されたんですけれども、徳島県の吉野川市農業委員会の女性の方の事例発表などでは、過去に農業職員やったと。農業職員で働いてきた長年の人脈を活用して、具体的に農地の集積を、あんな貸したいんか、ほなあんな借りたいんかというようなことの集積について具体的に実績を上げておられるという事例の発表がありました。人と人とのつながりを活用して、目的に向かってやるやり方というのは、参考にできるんじゃないかと思いました。

それから、講演があったんですけれども、若い力を生かして農業そして地域を活性化せにやいかんというお話があったんですけれども、自分の地域でも若い人を生かして、地域で頑張って農業をしていけるという雰囲気づくり、農業をしていくことを受け入れていく、理解する、支援する、そういったことも自分の地域で少しずつでも大事ではないかと感じました。

そのほかいろいろあったんですけれども、女だけ行かせてもらってるんです、この会ってというのは。女だけが、男女共同参画の推進という名のもとにこうやって行かせてもらうんですけれども、何か申しわけないなという気持

ちも持ちながらですけれども、今後の委員会活動に生かしていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

議長 ありがとうございます。
ほかにはございませんか。

<「なし」の声>

議長 事務局のほうから。
よろしいか。

<「なし」の声>

議長 それでは、これで12月総会を閉会したいと思います。
次回1月総会は、1月11日金曜日の午前10時からですので、よろしくお
願いいたします。

(午前11時10分 閉会)